奈良県警察聴聞等手続規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月22日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県警察聴聞等手続規則等の一部を改正する規則

(奈良県警察聴聞等手続規則の一部改正)

第1条 奈良県警察聴聞等手続規則(平成8年6月奈良県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式第15号中「圓」を削る。

(奈良県公安委員会審査請求手続規則の一部改正)

第2条 奈良県公安委員会審査請求手続規則(平成28年3月奈良県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

(奈良県金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良県金属くず営業条例施行規則(昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3 号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式から第6号様式まで、第9号様式及び第11号様式中「⑪」及び「(署名の場合は押印は不要です。)」を削る。

(奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 奈良県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則(昭和60 年1月奈良県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

「届出者の氏名又は名称及び住所

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中

「届出者の氏名又は名称及び住所 を に改め、備考2を削り、備考3 印」 」

を備考2とし、備考4を備考3とする。

(奈良県少年補導に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 奈良県少年補導に関する条例施行規則(平成18年6月奈良県公安委員会規則 第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「、印鑑」を削る。

別記様式第6号、別記様式第7号及び別記様式第9号中「⑩」を削る。

(奈良県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第6条 奈良県暴力団排除条例施行規則(平成23年6月奈良県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号、別記様式第3号、別記様式第7号、別記様式第8号、別記様式第10号、別記様式第12号及び別記様式第13号中「⑩」を削る。

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

第7条 奈良県道路交通法施行細則(昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号及び別記様式第2号の2中「⑩」を削る。

に改める。

別記様式第3号及び別記様式第3号の2中「圓」を削る。

別記様式第5号中「氏 名

● を「氏 名

」に改める。

別記様式第8号中「氏 名

圓」を「氏 名

」に改める。

別記様式第9号及び別記様式第11号から別記様式第13号までの規定中「⑩」を 削る。

別記様式第13号の4中「被処分者との関係

氏名

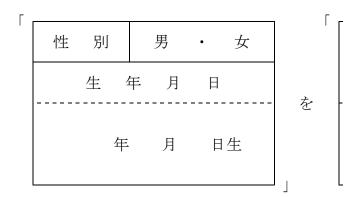
₪」を「被処分者との関係

氏名

」に改め

る。

別記様式第14号中「圓」を削り、



生 年 月 日 ----- に改める。

別記様式第15号中「⑩」を削る。

別記様式第17号の2の6中「使用者との関係

氏名

圓」を「使用者との関係

氏名

」に改める。

別記様式第20号の4の3及び別記様式第20号の4の4中「剛」を削る。

別記様式第22号中「印」及び備考3を削る。

別記様式第23号及び別記様式第25号中「⑩」及び「(署名の場合は押印は不要

です。)	- 1	を削	ろ.
<u>_</u> 7 o	,		C D:	1 'a/ c

別記様式第26号及び別記様式第27号中「被処分者との関係 氏名 ⑩」を「被処分者との関係

」に改める。

別記様式第28号中「⑩」及び「(署名の場合は押印は不要です。)」を削る。 別記様式第28号の2中「圓」を削る。

別記様式第31号中「被処分者との関係

氏名

(A)

」を「被処分者との関係

氏名

」に改める。

(放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正)

第8条 放置車両確認事務の委託の手続等に関する規則(平成17年7月奈良県公安委 員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号、別記様式第3号から別記様式第5号までの規定中「圓」を削る。

別記様式第11号中「圓」を削り、

(ふりがな) 氏 名





に改める。

別記様式第12号中「(男・女)」を削る。

別記様式第13号中「圓」を削り、

(ふりがな) 氏 名

性 男・女 別	<i>E</i>	(ふりがな) 氏 名	
		に改める	0
別記様式第14号中「⑪」を削り、	(ふりがな) 氏 名		
性 男・女 別			
に改める。			
別記様式第15号中「(男・女)」を削 「 「 別記様式第16号中「®」を削り、	Jる。 (ふりがな) 氏名		
性 男・女 別			

に改める。	
別記様式第17号中「⑩」を削る。	
Γ	(ふりがな)
別記様式第19号及び別記様式第20号中「⑩」を削り、	氏 名
性 (ふりカ	ぶな)
男・女 氏	名
1	
に改める。	

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。